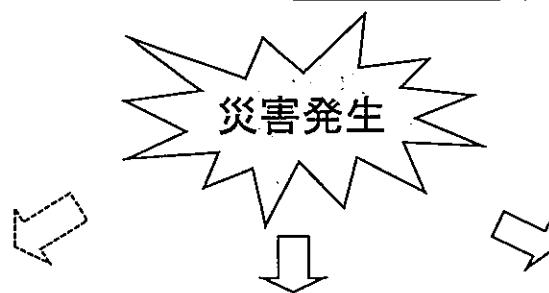


前提

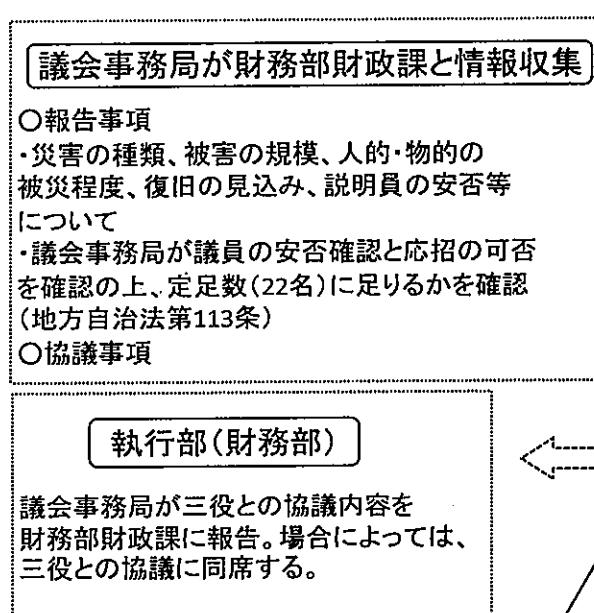
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- 大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。
(大分市議会定例会の回数を定める条例)



正副議長がともに欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。
(地方自治法第106条)

災害対策本部設置

大分市議会災害時対策会議設置



正副議長、議会運営委員長(三役)

- 報告事項
- 協議事項
 - ・議会運営委員会開催の可否について

- 協議事項
 - ・定例会開催の可否について
 - ・会期の検討について(考案日、一般質問、委員会審査など)
 - ・上程予定議案の取り扱いについて
 - ・執行部の本会議への出席の可否について
 - ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
 - ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

参考

- ・普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
(地方自治法第101条第1項)
- ・現議員数が地方自治法第113条の規定による数に満たないときは、補欠選挙をした上でなければ、開会できない。(明22.7.5行実)

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

告示
(地方自治法第101条第7項)

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

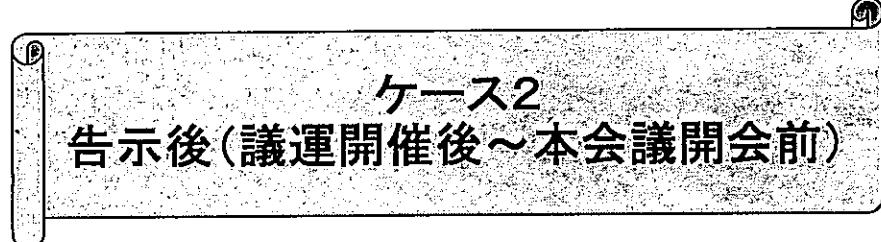
- 協議事項

本会議開会へ

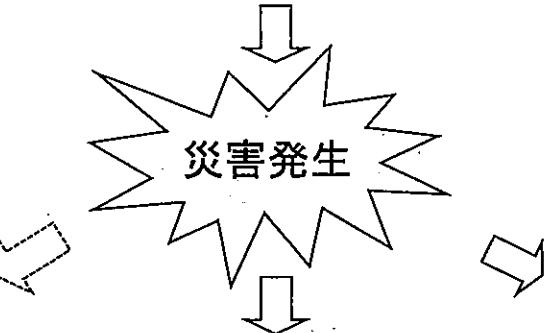
本会議開会ができない場合

- ・定例会は招集されないので、定例会の回数として数えない。

議長の判断で、専決処分が可能。
(地方自治法第179条第1項)



- 前提**
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
 - 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
 - 大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

告 示

正副議長がともに欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)

災害対策本部設置**議会事務局が財務部財政課と情報収集**

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認(地方自治法第113条)
 - 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)**○報告事項****○協議事項**

- ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)

議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

議会運営委員会の招集が不可能と判断**議会運営委員長**

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める。)

○協議事項

- ・定例会開催の可否について
- ・会期の検討について(考案日、一般質問、委員会審査など)
- ・上程予定議案の取り扱いについて
- ・執行部の本会議への出席の可否について
- ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
- ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

参考

- ・普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。(地方自治法第101条第1項)
- ・現議員数が地方自治法第113条の規定による数に満たないときは、補欠選挙をした上でなければ、開会できない。(明22. 7. 5行実)
- ・長は議会招集の告示をなした後、招集期日を変更することができない。(昭26. 9. 10行実)

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

○協議事項**正副議長、議会運営委員長(三役)判断****○協議事項****本会議開会ができない場合**

- ・議員定数の半数に満たない場合(地方自治法第113条)
- ・招集日に開会されない場合は流会となり、定例会の回数として数える。
- ・継続審査・調査事件は廃案になる。
- ・閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

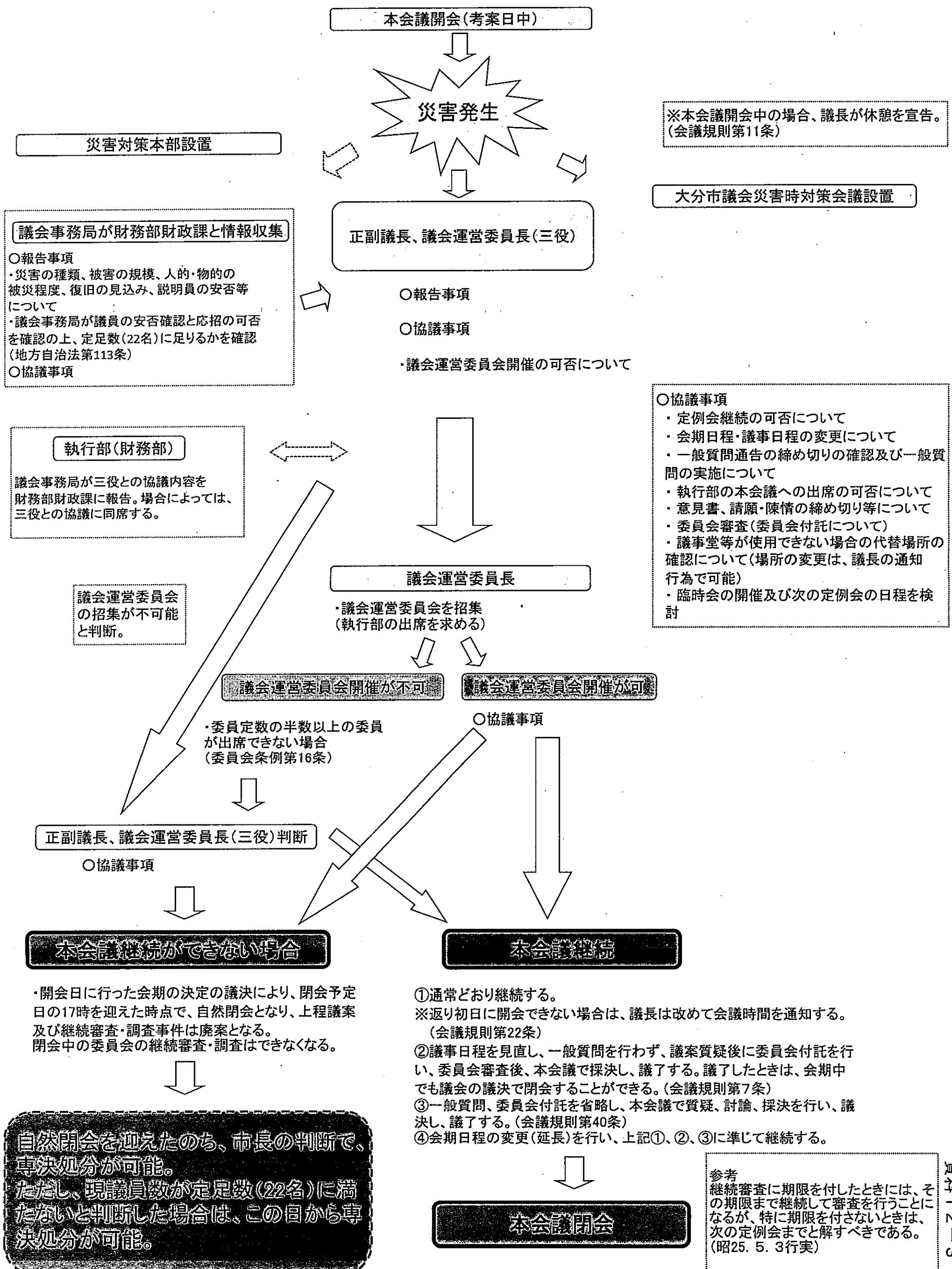
本会議開会へ**参考**

継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。

市長の判断で、専決処分が可能。(地方自治法第179条第1項)

**ケース3
本会議開会～一般質問前日**

- 前提
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
 - 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
 - 大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



ケース4
一般質問中～委員会審査前日

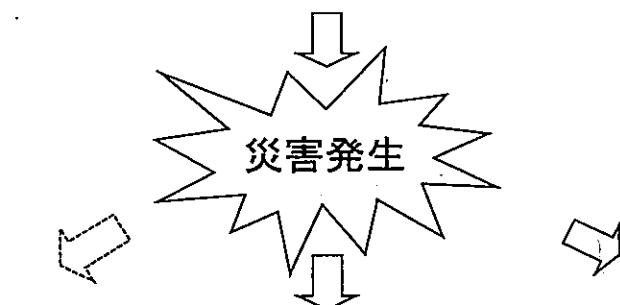
前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

一般質問中

※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告
(会議規則第11条)

災害対策本部設置



大分市議会災害時対策会議設置

正副議長、議会運営委員長(三役)

○協議事項

- ・定例会継続の可否について
- ・会期日程・議事日程の変更について
- ・一般質問の継続について
- ・執行部の本会議への出席の可否について
- ・請願・陳情の締め切り等について
- ・委員会審査(委員会付託について)
- ・議事堂等が使用できない場合の代替場所の確認について(場所の変更は、議長の通知行為で可能)
- ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

執行部(財務部)

議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

議会運営委員会の招集が不可能と判断。

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

○協議事項

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続

①通常どおり継続する。

※次の本会議が開議できない場合は、議長は改めて会議時間を通知する。

(会議規則第22条)

②一般質問を打ち切り、委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決を行い議了する。議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。(会議規則第7条)

③一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議決し、議了する。(会議規則第40条)

④会期日程の変更(延長)を行い、上記①、②、③に準じて継続する。

参考

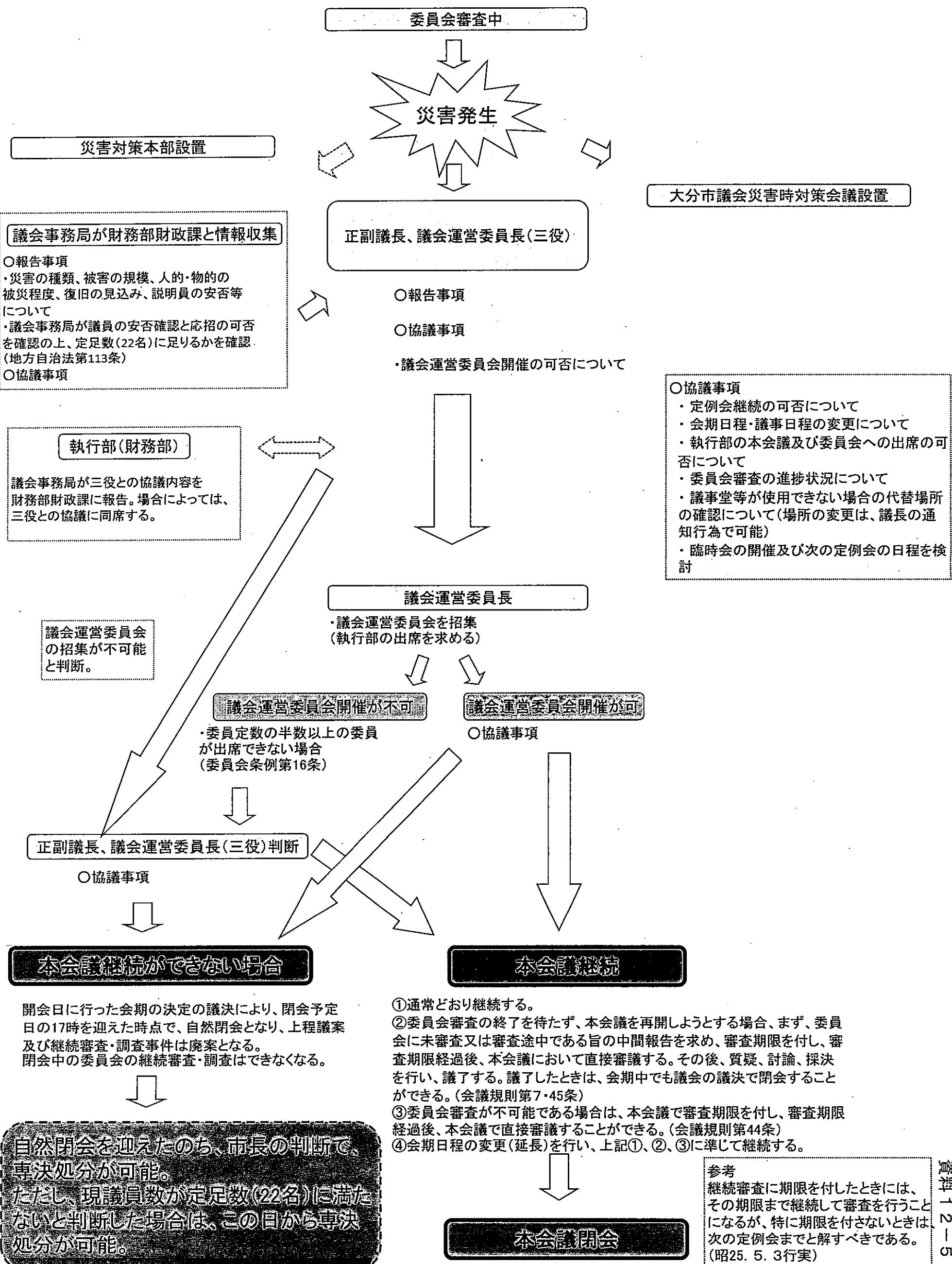
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。(昭25.5.3行実)

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。
ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議閉会

**ケース5
委員会審査～閉会日開議前**

- 前提
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
 - ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
 - ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



災害発生時の定例会における議案審議継続のための業務継続計画

資料12-6

ケース6 閉会日開議～議決まで

- 前提**
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
 - ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
 - ・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)

本会議(閉会日)

災害対策本部設置

※本会議開会中の場合、議長が休憩を宣告
(会議規則第11条)

議会事務局が財務部財政課と情報収集

- 報告事項
 - ・災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等について
 - ・議会事務局が議員の安否確認と応招の可否を確認の上、定足数(22名)に足りるかを確認(地方自治法第113条)
- 協議事項

正副議長、議会運営委員長(三役)

○報告事項

○協議事項

- ・議会運営委員会開催の可否について

執行部(財務部)

- 議会事務局が三役との協議内容を財務部財政課に報告。場合によっては、三役との協議に同席する。

○協議事項

- ・定例会継続の可否について
- ・会期日程・議事日程の変更について
- ・執行部の本会議への出席の可否について
- ・議事堂が使用できない場合の代替場所の確認について
- ・臨時会の開催及び次の定例会の日程を検討

議会運営委員会の招集が不可能と判断

議会運営委員長

- ・議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合(委員会条例第16条)

○協議事項

- ・議会運営委員会開催が不可

議会運営委員会開催が可

正副議長、議会運営委員長(三役)判断

○協議事項

本会議継続ができない場合

開会日に行った会期の決定の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。
閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

自然閉会を迎えたのち、市長の判断で、専決処分が可能。
ただし、現議員数が定足数(22名)に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能。

本会議継続

- ①本会議を再開し、委員長報告を行い、質疑、討論、採決を行い、議了し、閉会となる。
- ②会期日程の変更(延長)を行い、継続する。

本会議閉会

参考
継続審査に期限を付したときには、その期限まで継続して審査を行うことになるが、特に期限を付さないときは、次の定例会までと解すべきである。